

## 東北地方太平洋沖地震に関する緊急要望

平成23年3月11日マグニチュード9.0と観測史上例をみない大地震が三陸沖を震源として発生した。そのため、東北・関東地方の太平洋沿岸では、地震に伴う大津波により壊滅的な被害を受け、中には町の中心部が消失した地域もある。

被災地では、夜を徹して行方不明者の捜索が行われているが、死者、行方不明者が2万人を超える大惨禍となっている。

一方、自宅を失った方が数多く避難しており、余震や寒さが続き、生活物資が不足する中、厳しい生活を強いられている。

一般家屋のみならず、町村役場をはじめとする公共の建物の倒壊・焼失、道路・鉄道の損壊、電気、水道などライフラインの寸断など被災状況は我々の想定をはるかに超え、住民の不安は日増しに増大している。

さらに、福島第一・第二原子力発電所において重大な災害が発生し、立地地域の住民を初め国民に大きな不安を与えており、地方自治体が対応できる災害対策レベルをはるかに超える地震災害となっている。

よって、東北地方太平洋沖地震については、国が先頭に立って早期の被災者救援及び復興対策を進めるとともに、地域の住民の安全確保を図るため、次の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1 被災地との連携の強化

今回の災害規模からして、地方自治体では対応能力に限界があることから、早期の被災者救援及び復興を進めるためには、国が被災地の状況をしっかり把握して速やかな対策を講じることが必要・不可欠である。特に、被害の大きい県については、国の現地対策本部を目に見える形で設置し、被災地との連携を強化しつつ、現地でもって即座に対応できる体制の構築を図ること。

#### 2 被災町村への支援の強化

一部の町村において、役場自体が崩壊し、行政機能及び議会機能が失われ、被害状況、被災者の救援について支障を来していることから、あらゆる手段を講じ、役場機能の復活をいち早く講じること。

また、早急に地方交付税の大幅な増額等の財政上の措置を講じること。

### 3 被災者への迅速な支援

治療を必要とする被災者のために、医師や看護師を迅速に確保し、医薬品の調達を早急に進めるとともに、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦等の災害時要援護者支援に万全を期すること。

また、被災者に対しては、必要な食料品、飲料、粉ミルク、オムツ、衛生用品等の生活必需物資、ガソリン、灯油等の燃料を確実に届けるようにするとともに、住宅の確保、生活資金・育英資金の手当等経済的支援を強化すること。

### 4 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の巨大地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

### 5 原子力災害の早期解決

今回の原子力発電所の災害について、国は、責任をもって事態の早期収拾に全力で取り組み、避難の早期解消を図ること。

また、放射能の漏えい及び農・水産物に関する放射能汚染に対し万全な措置を講じるとともに、災害の概要、近隣住民に与える影響等、積極的に情報の開示を行い、国民の不安解消に最善を尽くすこと。

平成23年3月23日

全国町村議会議長会